

標準的なカリキュラム

福祉用具プランナー研修は、履修時間100.5時間のカリキュラムとし、「座学」(48.0時間)については、学習時間や学習場所に拘束されない「eラーニング」による学習方法とします。

また、「実技・演習・修了試験」(52.5時間)については、集合研修とし、実施機関が定める期間内に集合研修のカリキュラムを履修します。

カリキュラム一覧

eラーニング科目	集合研修科目
福祉用具専門職の役割	最新情報【講義】
福祉用具概論	相談援助のためのプランニングの実際【演習】
福祉用具の情報提供・相談技術	相談援助のためのプランニング演習【演習】
相談援助のためのプランニングの理解	対人援助技術【演習】
相談援助のためのプランニングの実際	職業倫理【演習】
介護保険におけるケアマネジメント	高齢者の身体特性【演習】
対人援助技術	生活における基本動作・ADLの理解【実技】
職業倫理	起居関連用具【実技】
認知症の理解	移乗関連用具【実技】
福祉用具供給の業務	移動関連用具(車いす/杖・歩行器)【実技】
福祉用具供給に係わる法律関係	床ずれ防止関連用具【実技】
介護保険制度と福祉用具	入浴関連用具【実技】
福祉用具供給のリスクマネジメント	排泄関連用具【実技】
高齢者の身体特性	食事・更衣・整容の活動と用具【実技】
生活における基本動作・ADLの理解	社会参加関連用具【実技】
起居関連用具	コミュニケーション関連用具【実技】
移乗関連用具	住宅改造【演習】
移動関連用具(車いす/杖・歩行器)	構造とメンテナンス【実技】
床ずれ防止関連用具	修了試験
入浴関連用具	合計 52.5 時間
排泄関連用具	eラーニング科目+集合研修科目 = 総合計 100.5 時間
食事・更衣・整容関連用具	
社会参加関連用具(自助具含む)	
コミュニケーション関連用具	
住宅改造総論	
構造とメンテナンス	
合計 48 時間	

福祉用具相談技術の向上を目指す皆さんへ

福祉用具プランナー

・・・ 研修のご案内 ・・・

全国の開催状況および開催要項 ▶ <https://www6.techno-aids.or.jp/general/training.php>

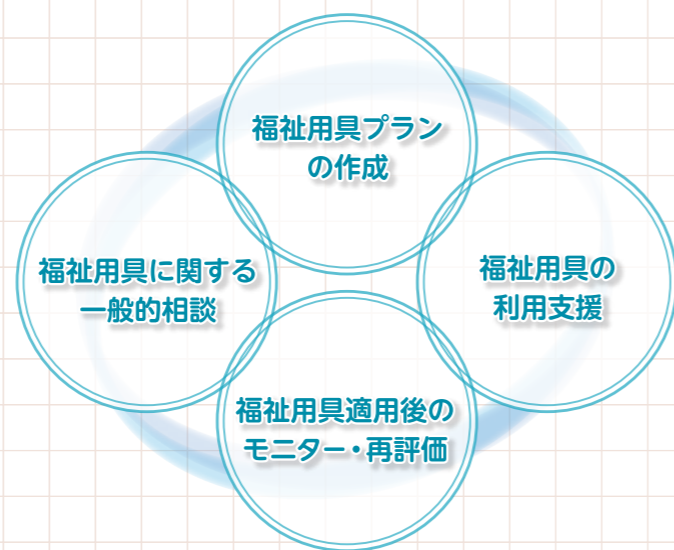


修了証の交付

eラーニング研修および集合研修において全科目を履修し、修了試験に合格した者に、公益財団法人テクノエイド協会理事長名による「福祉用具プランナー研修修了証」を交付します。

福祉用具プランナーとは

福祉用具プランナーの業務



福 祉用具プランナーとは、福祉用具を必要とする高齢者や障害者に対し、必要な福祉用具の選定を援助、適切な使用計画を作成、利用の支援、及び適用状況をモニター・評価まで行うことのできる専門家として、公益財団法人テクノエイド協会が提唱したものです。

現在、福祉用具の選定相談、利用指導などの業務をされている方などに、福祉用具に関する知識・技術をより確かなものとしていただくため、福祉用具プランナー研修として実施しているものです。

福祉用具を効果的に利用するには、個々の障害程度や日常生活などに合わせ、きめ細かい対応が必要です。特に高齢の要介護者の身体状況は、変化が起こりやすく、その変化に対応した用具の適応を行うことが重要です。福祉用具の効果を発揮させるためには、用具の選定、使用及びその取扱い方などに関して専門知識やノウハウが反映されることが望まれています。こうした判断業務が円滑に行われるためには、福祉用具に関する知識を備えた専門家が適切な助言と指導を行う体制を整備することが重要と考えられます。

有資格者からの声



介護福祉士、福祉用具専門相談員
土谷 美佐子

介護用ベッドや車いすは、施設では当たり前で使用されています。介護者が正しい使い方を知らない＝利用者に苦痛を与え、自立を阻害している場合もありました。プランナー研修を受けた事で、自信を持ってその人の「困った」を解決出来るよう、今は生活にあった使い方やプランをご本人や介護者にお話しする事が出来るようになりました。福祉用具を使う事で「夢が現実となるよう」プランニングできればと思います！

有資格者からの声



理学療法士
波野 優貴

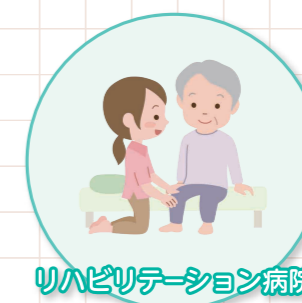
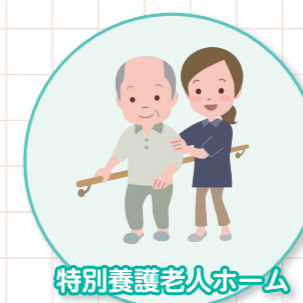
私が福祉用具プランナーの資格を取得したのは3年ほど前です。私はリハビリテーション関連職種ですが、この資格取得により対象者の方の望む生活を実現しやすくなったと感じています。実際に在宅などで障害をお持ちの高齢者が生活するにあたって福祉用具は欠かせないツールです。現在では身体機能からその方の生活を考えるリハビリテーション職にとって福祉用具の知識は必須のものと考えています。

福祉用具プランナーの活躍の場

- 様々な福祉用具に関する情報提供者
- 適切な福祉用具選定の支援者
- 福祉用具に関する苦情の窓口
- 福祉用具全般に対する相談窓口
- 福祉用具の使い方の指導者



様 々 な
活 躍 の 場



- ◆その他◆
- ・デイケア
 - ・介護老人保健施設
 - ・地域包括支援センター など

福祉用具プランナー研修

受講対象者

下記のⅠ～Ⅲの条件を満たしている者を受講対象者とする

Ⅰ. 受講資格条件

1. 指定福祉用具貸与（販売）事業所において、福祉用具専門相談員として、その業務に従事している者又は従事した経験のある者
2. 福祉用具関連業務に従事している又は従事した経験のある下記の者
保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、介護支援専門員、建築士
3. その他、特に研修受講の有効性があると当協会が認める者（例：訪問介護員、福祉用具販売卸事業・特別養護老人ホームに従事している者など）

Ⅱ. 実務経歴

福祉用具専門相談員業務または福祉用具関連業務に2年以上従事した経験がある者

Ⅲ. eラーニング受講条件

1. 自宅または職場等でeラーニング学習に必要な環境（インターネットに接続可能である等）・機材を持ち、その操作が可能であること
2. 受講者個人用のメールアドレスを所持していること